

用途に応じた36協定届の様式

様式	用途
様式第9号	一般労働者について、時間外・休日労働を行わせる場合
様式第9号の2	限度時間を超えて、時間外・休日労働を行わせる場合
様式第9号の3	新技術・新商品等の研究開発業務に従事する労働者に時間外・休日労働を行わせる場合
様式第9号の4	適用猶予期間中における、適用猶予事業・業務に係る時間外・休日労働を行わせる場合
様式第9号の5	適用猶予期間中における、適用猶予事業・業務において、事業場外労働のみなし労働時間に係る協定の内容を36協定に付記して届出する場合
様式第9号の6	適用猶予期間中において、労使委員会の決議を届出する場合
様式第9号の7	適用猶予期間中において、労働時間等設定改善委員会の決議を届出する場合

特別条項付きの場合はこちら

適用が猶予される事業・業務については、猶予期間中（2024年3.31.まで）、従前の様式を流用いただくことも可能です。

1年単位の变形労働時間制に関する協定届の変更点・留意点

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の变形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)
該当労働者数(満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間(起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日
(人)	(別紙)	対象期間中の1日の労働時間数
労働時間が最も長い日の労働時間数(満18歳未満の者)	時間(分)	労働時間が最も長い週の労働時間数(満18歳未満の者)
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数
旧協定の対象期間	時間(分)	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間(分)	旧協定の対象期間中の総労働日数
協定の成立年月日	年 月 日	
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の代表者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者の過半数を代表する者であること。☐(チェックボックス)にチェック)		
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつして実施される投票、挙手等の方法による手段により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。		
	使用者	職長氏名

労働基準監督署長殿

令和3年4月1日以降、使用者の押印及び署名が不要になりました。それに伴い、協定の当事者である労働者代表が適格に選出されているか、チェックボックスが新たに設けられました。

労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓管理監督者でないこと
- ✓協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

【参考（記載例と留意事項）】

1年単位の变形労働時間制に関する協定届の記入例と留意事項 [PDF形式：437KB]

山口労働局HP 山口労働局 > 各種法令・制度・手続き > 労働基準・労働契約関係

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku.html



作成支援ツール（36協定届、1年単位の变形労働時間制に関する書面）について

厚生労働省「事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト」の作成支援ツールの入力フォームから必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出が可能な次の4種類の書面を作成することができます。

36協定届及び1年単位の变形労働時間制に関する書面の作成は、パソコン環境にてお願いします。

○時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）

○1年単位の变形労働時間制に関する書面

協定届、労使協定書、労働日等を定めたカレンダー



「就業規則作成支援ツール」、
「労務管理・安全衛生管理WEB診断」、
「働き方改革関連法セルフチェック」
もあります。

スタートアップ労働条件 検索



届出様式のダウンロード、電子申請について

様式のダウンロードはこちら



36協定届等の電子申請はこちら



労働基準関係主要様式

検索

労基法等 電子

検索



新見労働基準監督署 (0867-72-1136)

(R04.01)